



令和7年第1回
大阪南消防組合議会
定例会会議録

令和7年1月30日開会
令和7年1月30日閉会

大阪南消防組合議会

令和7年第1回大阪南消防組合議会定例会会議録

◇令和7年1月30日（木）午後1時30分より大阪南消防組合屋内訓練場において開会

◇議事日程

日程第1		議会運営委員会委員長報告
日程第2		会議録署名議員の指名について
日程第3		会期の決定について
日程第4	報告第1号	専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」
日程第5	報告第2号	専決処分報告について「職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」
日程第6	議案第1号	消防功労者表彰の推薦について
日程第7	議案第2号	大阪南消防組合手数料条例の一部改正について
日程第8	議案第3号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第4号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第10	議案第5号	令和6年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第6号	令和7年度大阪南消防組合一般会計予算
日程第12	議員提出議案第1号	大阪南消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
日程第13		一般質問について

○出席議員（18名）

1 番	遠藤智子議員
2 番	丹羽 実議員
3 番	峯 弘之議員
4 番	笠原由美子議員
5 番	生田達也議員
6 番	西田いく子議員
7 番	草尾勝司議員
8 番	三島克則議員
9 番	中村保治議員
10 番	沼元彩佳議員
11 番	國下尊央議員
12 番	高田伸也議員
13 番	尾崎哲哉議員
14 番	峯 満寿人議員
15 番	奥山 渉議員
16 番	笹井喜世子議員
17 番	山本忠司議員
18 番	千福清英議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	富宅正浩
副管理者	吉村善美
副管理者	西野修平
副管理者	山入端 創
副管理者	岡田一樹

副管理者	田中祐二
副管理者	森田昌吾
副管理者	菊井佳宏
消防局長	小池一彰
局次長	京谷倫之介
局次長兼河内長野署長	二口 豊
局次長兼柏羽藤署長	奥谷裕之
警防部長	山本克也
富田林署長	山口慎太郎
総務部長	永橋宏隆
警防部次長	保田知孝
指令センター長	黒岡一起
警防部次長	武田嘉泰
会計管理者	北野佳則

○職務のため出席した職員

書記長	日山達男
担当職員	宮崎充弘
書記	小林大吾
担当職員	岸之上裕二

△開会 午後 1 時 32 分

○草尾勝司議長 皆様、こんにちは。本日は、令和 7 年第 1 回大阪南消防組合議会定例会の開催にあたり、ご通知申し上げましたところ、議員の各位には、時節柄大変ご多忙中にもかかわらず、ご参集をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

本定例会の運営にあたりまして、円滑な議事の進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会にあたりまして消防組管理者からご挨拶をお受けすることいたします。

◎富宅正浩管理者 議長。

○草尾勝司議長 富宅管理者。

◎富宅正浩管理者 皆様、改めましてこんにちは。柏原市長の管理者の富宅でございます。

本日は、令和 7 年第 1 回大阪南消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて本日は、報告案件 2 件、人事案件 1 件、条例案件 3 件、予算案件 2 件の合計 8 案件をご提案させていただく予定でございます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○草尾勝司議長 ありがとうございます。

ここで出席議員を確認いたします。ただ今の出席議員は、18 名となり定足数に達しております。よって、ただ今から令和 7 年第 1 回大阪南消防組合議会定例会を開会いたします。

△開議

○草尾勝司議長 直ちに本日の会議に入ります。

日程第 1、議会運営委員会委員長報告を議題といたします。山本忠司議会運営委員会委員長、ご報告をお願いします。

◆17 番（山本忠司議員） 皆様こんにちは。議会運営委員会の山本忠司でございます。

ただ今から、去る 1 月 17 日と本日 13 時に開会いたしました議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

まず本定例会の日程につきましては、お手元の議案書議事日程表どおり 13 件となっております。

定例会の流れといたしましては、まず、議長より会議録署名議員の指名を行い、続いて会期

を決定いたします。なお、会期は本日令和7年1月30日、1日間とさせていただきます。

次に本日の提出案件は、報告案件が2件、予算案件2件を含む議案6件となっております。それぞれ提案理由の説明を受け採決を行います。次に議員提出議案を1件提出しております。本件につきましては、議案提出者の私が提案理由の説明を行った後、採決を行います。最後に一般質問となります。

なお、報告第1号 専決処分報告について、議案第5号 令和6年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第1号）、議案第6号 令和7年度大阪南消防組合一般会計予算については、質疑の通告を受けております。一般質問については、お手元の資料の内容を西田議員から受けておりますので質問をしていただきます。

以上が本日の議事日程など、当委員会で協議決定いたしました内容でございます。議員各位におかれましては、よろしくご理解いただき、円滑なる議会運営ができますことをお願い申し上げます。報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○草尾勝司議長 ただいまの委員長報告どおり本定例会の運営を行いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○草尾勝司議長 次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において10番 沼元彩佳議員、11番 國下尊央議員を指名いたします。

○草尾勝司議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間と致したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決しました。

○草尾勝司議長 次に、日程第4、報告第1号 専決処分報告について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

○小池一彰消防局長 （挙手）議長。消防局長、小池です。

○草尾勝司議長 消防局長。

○小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の1ページ、併せて議案参考資料1ページをお開きください。日程第4、報告第1号 専決処分報告について、でございます。

専決させていただきました内容は、損害賠償額の決定について、でございます。これは、地方自治法第180条第1項の規定及び管理者の専決処分事項の指定によりまして、令和6年11月25日に専決処分させていただいたことについて報告するものでございます。

令和6年10月19日14時43分頃、河内長野市市町463番地付近を警防調査により消防車両で北東向きに走行中、交差点を左折した際に車両後部が膨らむ現象、いわゆるオーバーハングにより消防車の右後部マーカーランプ付近を敷地ブロック塀の角と接触、ブロック塀を一部破損させたものです。損害賠償の額は、ブロック塀の修理費6万500円で、その全額を全国市有物件災害共済会から補填したものでございます。

以上が専決処分報告の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◆2番（丹羽実議員） （挙手）議長。

○草尾勝司議長 丹羽議員。

◆2番（丹羽実議員） 私からは、報告第1号 専決処分報告についてです。先ほど説明がありましたけれども、民家のブロック塀に接触して破損させたと、ブロックを、修理費用6万500円となっておりますけれども、今後、同様な事例が発生させないように、どのような対策を講じたのか。これから講じていくのか。そのところもう少し詳しく説明をお願いいたします。

○草尾勝司議長 答弁を求めます。

○二口豊（局次長兼河内長野署長） 議長。河内長野消防署長、二口です。

○草尾勝司議長 二口消防署長。

○二口豊（局次長兼河内長野署長） 議員のご質問の内容についてお答えいたします。

本件の事故につきましては、狭あいである三差路を左折した際に車両右後部とブロック塀を接触させ破損させた事故でございます。管轄の地水利把握のための警防調査中に起きた事故であり緊急性もないことから、十分に防ぎ得た事故であると考えております。

今後の対策につきましては、乗車していた隊員全員での周囲の状況確認ができていなかったことから、少しでも危険であろうと判断した場合は、声を掛け合うこと、また、下車して確認することを徹底させるよう指導しております。さらには、運転技術の向上、適切な車両誘導等、事故防止を目的に、消防庁舎敷地内でのフィギュア訓練を月1回、教習所を借用しての安全運転技術講習を年2回実施し、再発防止に向け、取り組んでまいります。以上でございます。

◆2番（丹羽実議員）（挙手）

○草尾勝司議長 丹羽議員。

◆2番（丹羽実議員） はい、わかりました。こういう事故が起こらないようによろしくお願いします。最後にちょっと、この写真を見ますと、この車両はレスキューの車なんですかね。この車っていうのは当然、普通免許ではなく、大型一種免許がいるような車なんではないでしょうか。ちょっと分かっていたらお願いします。

◎二口豊（局次長兼河内長野署長）（挙手）二口です。

○草尾勝司議長 二口消防署長。

◎二口豊（局次長兼河内長野署長） ご指摘の車については、ST車、スモールタンク車でございまして、大型車両ではございません。中型車になります。以上です。

○草尾勝司議長 よろしいですか。他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終わります。

なお、報告第1号については、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで、議決対象ではございません。

○草尾勝司議長 次に、日程第5、報告第2号 専決処分報告について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長（挙手）議長。

○草尾勝司議長 消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の3ページ、併せて議案参考資料2ページをお開きください。日程第5、報告第2号 専決処分報告について、でございます。

専決させていただきました内容は、職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、でございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和6年12月26日に専決処分させていただいたことについて報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の改正は令和6年の人事院勧告について、令和6年12月9日に改正法案等が閣議決定されたため、令和6年4月に遡及して適用となる給料表の改正と、令和6年12月期及び令和7年4月期以降の期末勤勉手当の改正を行うものです。

主な改正内容の1点目は民間企業における動向を踏まえ初任給の引上げとともに、若年層職員の給料に重点を置き、全職員を対象に平均3%引上げるものでございます。また会計年度任用職員につきましても常勤職員の給料表を基準としておりますことから、併せて改正を行うものでございます。

2点目は、期末勤勉手当でいわゆるボーナスを民間との格差を埋めるため、一般職員は0.1か月引上げ、年間支給期数を4.6か月とし、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は、0.05か月引上げ年間支給期数を2.4か月とするもので、その引上げ分は期末手当と勤勉手当に均等配分いたします。

なお、附則におきましてこの条例の施行日は、令和7年6月期以降の期末勤勉手当の改正に関するものは令和7年4月1日とし、それ以外のは公布の日としております。当該公布の日現に在職している職員に限り、給料表の改定は令和6年4月1日から、令和6年12月期の期末勤勉手当の改定は、令和6年12月1日から適用することといたしております。

本来ならば議会の開催をお願い申し上げるべきではございますが、構成市町村の職員と同様の支給とする場合、日程上議会の開催も思うにまかせない状況であったことから、専決処分と

させて頂いた次第でございます。

以上が専決処分報告の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、報告第2号 専決処分報告を承認することに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声起こる〕

○草尾勝司議長 異議なしと認めます。よって、報告第2号、専決処分報告 職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり承認することに決しました。

○草尾勝司議長 次に、日程第6、議案第1号 消防功労者表彰の推薦について、を議題といたします。理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 (挙手) 議長。

○草尾勝司議長 消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の13ページをお開きください。日程第6、議案第1号 消防功労者表彰の推薦についてです。

これは、大阪南消防組合消防功労者表彰条例第2条の規定により表彰者を推薦するものです。

この度、推薦させていただきますのは、曾我部浩治氏です。曾我部氏は昭和57年4月1日に柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防士を拝命後、令和5年3月31日に退職するまでの41年にわたり、地域住民の生命・財産を守るために、常に消防力の向上と消防組合の充実発展に寄与され、特に消防長在任中、豊富な経験と優れた知識、卓越した技量及び指導力をもって消防広域化へ協議を進め、消防広域化の実現に大きく寄与した功績は、極めて顕著と認められることにより推薦するものでございます。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、消防功労者表彰の推薦について、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕の声起こる〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第6、議案第1号 消防功労者表彰の推薦については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

○草尾勝司議長 次に、日程第7、議案第2号 大阪南消防組合手数料条例の一部改正についてを議題といたします。理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 (挙手) 議長。

○草尾勝司議長 消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の14ページ、議案参考資料は、8ページをお開きください。日程第7、議案第2号 大阪南消防組合手数料条例の一部改正についてです。

これは、り災証明や救急搬送証明等の手数料を免除する内容を具体的に明記するため、条例の一部改正するものです。施行日は令和7年3月1日としております。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕の声起こる〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第7、議案第2号 大阪南消防組合手数料条例の一部改正については、

原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については、原案どおり可決することに決しました。

○草尾勝司議長 次に、日程第8、議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、を議題といたします。理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 (挙手) 議長。

○草尾勝司議長 消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の16ページ、議案参考資料10ページをお開きください。日程第8、議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてです。

これは、現在暦年で付与しております年次有給休暇を年度で付与する形に変更するものでございます。

改正内容といたしましては、第12条の年次有給休暇の規定において暦年で規定しておりますものを年度による規定に変更するものでございます。また附則におきまして第1項でこの条例の施行日を令和7年4月1日とし、経過措置といたしまして第2項で施行日前から引き続き在職している職員の令和7年度の年次有給休暇は、令和7年に付与した年次有給休暇の残日数に5日を加えた日数とするものでございます。なお短時間勤務職員につきましては、勤務時間等を考慮して5日を超えない日数を加えることにしております。第3項では繰り越しされた令和6年の年次有給休暇は、令和8年3月31日まで取得することができるものとしております。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第8、議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案どおり可決することに決しました。

○草尾勝司議長 次に、日程第9、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、を議題といたします。理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 (挙手) 議長。

○草尾勝司議長 消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の18ページ、議案参考資料は12ページをお開きください。日程第9、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

これは、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑、拘禁刑として一本化されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

一部改正する条例は、職員の給与に関する条例、職員の退職手当に関する条例、大阪南消防組合消防功労者表彰条例、大阪南消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の4案件で、条例の規定中にある懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるものです。

なお、附則におきまして、施行日を令和7年6月1日とし、施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとしております。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第9、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整理に関する条例の制定については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決することに決しました。

○草尾勝司議長 次に、日程第10、議案第5号 令和6年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 （挙手）議長。

○草尾勝司議長 消防局長。

◎小池一彰消防局長 日程第10、議案第5号 令和6年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。別冊の補正予算（第1号）1ページをお開き願います。

この内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億589万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,805万円とするものです。

次の第2条では、地方債の補正、第3条では、繰越明許費を記載しております。

繰越明許費をご説明いたします。5ページをお開き願います。令和6年度納入予定の3台の消防車両について、シャシ納期が長期化しており、納入期限までに納車が困難とわかりましたので、次年度に繰り越しさせていただくものでございます。

それでは、補正予算の概要について、歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。9ページをお開き願います。まず、歳入の部をご説明いたします。

款1分担金及び負担金、項1分担金1億8,997万円の増額は、組合分担金によるものです。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料2,000円の増額は、電柱等敷地料の収入増によるものです。

次に款3国庫支出金、項1国庫補助金3,329万2,000円の増額は、災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車と災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の緊急消防援助隊設備整備費補助金交付決定に伴うもので、項2国庫負担金1,269万5,000円の増額は、令和6年1月能登半島地震に係る緊急消防援助隊活動費負担金交付決定に伴うものです。

次に款5繰越金、項1繰越金1,943万6,000円の増額は、令和5年度の収支残高を受け入れたことによるものです。

次に款6諸収入、項1消防組合預金利子28万6,000円の増額は、消防組合預金利子が確定したことによるものです。次ページに移りまして、項2雑入28万6,000円の減額は、行政財産目的外使用料の確定によるものです。

次に款7組合債、項1組合債4,950万円の減額は、起債額が確定したことによるものです。

次に、歳出の部をご説明申し上げます。11ページをお開き願います。

款1議会費、項1議会費60万5,000円の減額は、旅費の不用額によるものです。

次に款2総務費、項1総務管理費6,699万3,000円の増額は、退職者の増によるものです。

次に款3消防費、項1消防費については、各節別にご説明させていただきます。

目1常備消防費、節2給料5,227万4,000円の増額、節3職員手当等7,419万8,000円の増額、節4共済費2,284万3,000円の増額は、主に令和6年度人事院勧告によるものです。

節7報償費140万円の減額は、メディカルコントロール圏域金額決定に伴う中河内圏域分の不用額によるものです。

節8旅費121万6,000円の減額は、特別旅費及び教養旅費の不用額によるものです。

次ページに移りまして、節10需用費718万3,000円の増額は、燃料費の増額が主な理由でございます。

節11役務費197万2,000円の減額は、通信運搬費等の不用額が主な理由でございます。

節12委託料926万1,000円の減額は、庁舎設備管理業務等の不用額が主な理由でございます。

節13使用料及び賃借料48万7,000円の減額は、電話交換機借上料等の不用額が主な理由でございます。

次ページに移りまして、節14工事請負費500万円の減額は、富田林消防署の高圧ケーブル改修工事が、富田林消防署設置の非常用発電設備の不具合により、実施の目途が立たないため、

減額し翌年度に予算計上させていただくものです。

節 17 備品購入費 1,637 万 4,000 円の減額は、入札執行に伴う不用額によるものです。

節 18 負担金、補助及び交付金 75 万円の減額は、教養負担金及びその他負担金の不用額によるものです。

節 22 償還金利子及び割引料 2,725 万円の増額は、旧の柏原羽曳野藤井寺消防組合構成三市へ還付させていただくものです。内訳としましては、令和 5 年度歳入歳出差引残高 1,943 万 7,443 円のうち、繰越明許費繰越額 488 万 4,000 円を除いた実質収支額 1,455 万 3,443 円と、令和 5 年度中の内容となる、令和 6 年 1 月能登半島地震に係る緊急消防援助隊活動費負担金 1,269 万 6,529 円の合計 2,724 万 9,972 円となり、次ページに移りまして、目 2 火災予防救急普及費、節 10 需用費 8 万 5,000 円の増額は、修繕料の不足によるものです。

節 11 役務費 6 万 1,000 円の減額は、ふるさと納税保険料の不用額によるものです。

節 17 備品購入費 16 万 3,000 円の減額は、普及用備品の寄贈によるものです。

消防費についての説明は、以上です。

つづきまして、款 4 公債費 764 万 2,000 円の減額は、令和 5 年度債の利率等確定によるものです。

15 ページ以降に補正予算給与費明細書を記載しております。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、令和 6 年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◆16 番（笹井喜世子議員） （挙手）議長。

○草尾勝司議長 笹井議員。

◆16 番（笹井喜世子議員） 16 番、笹井です。私からは、主に 2 点の質問をさせていただきます。

まず 1 点目 5 ページにあります繰越明許費についてですが、消防費の 3 件の更新事業が年度内の納車が困難という理由で繰越になったというご説明でしたけれども、困難になった理由について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。また、この 3 件とも株式会社モリタ関西支店が落札をされたということになっていきますけれども、納車の目途についてどのようになっているのか併せてお聞きをいたします。

次 2 点目ですが、11 ページにあります総務費 退職手当 6 名の補正ですが、退職者数が 6 名増加したというご説明でしたけれども、この当初、退職者数どれだけだったのか。またこの 6 名の退職理由を教えてください。以上、2 点よろしくをお願いします。

○草尾勝司議長 只今の件について、答弁を求めます。

◎山本克也警防部長 議長、警防部長山本です。

○草尾勝司議長 山本警防部長

◎山本克也警防部長 私からは 1 点目のご質問、5 ページの繰越明許費について回答させていただきます。

納車困難となった詳細な理由につきましては、燃費基準、安全基準、法規制等の改正により、新型シャシの生産に時間を要しているのが納車遅延の理由となります。

また納車予定につきましては、落札業者の株式会社モリタ関西支店から令和 7 年 3 月から 4 月頃にシャシが完成し、その後、消防車体の擬装や性能検査、車検登録を含め約 5 か月を要するとの説明を受けていますことから、本年 9 月頃の納車を見込んでいます。

このような事態は全国的な問題ともなっており、今後においても同様のケースが考えられることから今回のことを深く受け止め、今後は関係課と協議し契約方法の見直しも検討してまいります。1 点目の回答は以上でございます。

◎永橋宏隆総務部長 議長、総務部長永橋です。

○草尾勝司議長 永橋総務部長。

◎永橋宏隆総務部長 私からは、2 点目のご質問、11 ページの退職手当者について回答させていただきます。

まず、当初の退職者数につきましては、定年が 1 年延長されて、今年度に定年退職を迎える職員が 9 名と、今年度に 60 歳に到達しますが、定年の延長を辞退した職員が 3 名の合計 12 名を見込んでおりました。

次に、補正する6名の退職理由につきましては、今年度に60歳に到達しますが、定年の延長を辞退した職員が2名と、自己都合退職の職員が4名となっております。回答については以上でございます。

◆16番(笹井喜世子議員) (挙手) 議長。

○草尾勝司議長 笹井議員。

◆16番(笹井喜世子議員) ご答弁ありがとうございました。

それでは1点目の納車困難になった理由につきましては、燃費基準や安全基準、法規制の改正などによって遅れたということは理解をいたしました。また、こうした問題は全国的にも問題になっているということです。この部分については理解をいたしました。納車の時期は、9月になるということですけれど、それまで現在使用している車両がしっかり機能ができるように整備点検をよろしく願いいたします。また今後において、契約方法の見直しの検討も必要とおっしゃっていただきましたけれど、是非こうした検討も考えていただきますようよろしくお願いいたします。

2点目の6名の退職者につきましては、退職理由についてよく分かりました。私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○草尾勝司議長 他に質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第10、議案第5号 令和6年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声起こる

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決することに決しました。

○草尾勝司議長 次に、日程第11、議案第6号 令和7年度大阪南消防組合一般会計予算を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 (挙手) 議長。

○草尾勝司議長 消防局長。

◎小池一彰消防局長 日程第11、議案第6号 令和7年度大阪南消防組合一般会計予算をご説明させていただきます。

別冊の令和7年度大阪南消防組合一般会計予算1ページをお開き願います。

この内容は、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億7,205万7,000円とするものです。第2条は債務負担行為、第3条は地方債、第4条は一時借入金の限度額を、第5条では歳出予算の流用について定めております。

それでは、一般会計予算の概要について、歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。9ページをお開き願います。

まず、歳入の部でございます。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1組合分担金につきましては、61億3,157万9,000円です。

次に款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料2万2,000円につきましては、電柱設置の敷地使用料として関西電力から受け入れるものです。項2手数料、目1消防手数料451万6,000円につきましては、条例に基づく手数料の見込み額です。

次に款3国庫支出金、目1消防費国庫補助金及び目2消防費国庫負担金、款4財産収入、10ページに移りまして、款5繰越金につきましては、それぞれ1,000円を枠取りさせていただいております。

次に款6諸収入、項1消防組合預金利子、目1消防組合預金利子14万6,000円につきましては、資金運用利子の見込み額です。

次に項2雑入、目1雑入1,729万円につきましては、西名阪自動車道に係る救急支弁金、派遣人件費補填金、自動販売機設置、火災予防協会、富田林消防署庁舎に係る行政財産目的外使用料、ふるさと納税返礼品代金、関係団体負担金、総務省消防庁に派遣予定の職員から宿舍使用料を受け入れるものでございます。

次に款7組合債、項1組合債、目1組合債5億1,850万円につきましては、消防庁舎の整備、消防ポンプ自動車等の更新に伴う起債額です。

次に、歳出の部をご説明申し上げます。12ページをお開き願います。

款1議会費、項1議会費、目1議会費304万2,000円につきましては、消防組合議会運営諸経費です。

次に款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費199万7,000円につきましては、管理者、副管理者及び各種委員会の委員の報酬、その他諸経費です。目2公平委員会費2万4,000円につきましては、公平委員会の委員報酬です。項1の総務管理費につきましては、合計202万1,000円をお願いするものです。

項2監査委員費、目1監査委員費14万4,000円につきましては、監査委員の報酬でございます。

次ページに移りまして、款3消防費、項1消防費、目1常備消防費62億6,905万6,000円につきましては、職員の給与・手当など、消防業務の運営のための維持管理費です。

各節別ごとに、ご説明させていただきます。

節2給料22億936万5,000円、節3職員手当等19億8,648万6,000円、節4共済費8億5,342万9,000円につきましては、職員578名分の人件費でございます。

節5災害補償費につきましては、1,000円を枠取りさせていただいております。

節7報償費127万3,000円につきましては、表彰式典、市民表彰の記念品、救急業務特定行為による医師指示料や講師等への謝礼です。

次ページに移りまして、節8旅費465万5,000円につきましては、特別旅費、教養旅費等です。

節9交際費につきましては、消防長交際費5万6,000円です。

節10需用費1億8,960万4,000円につきましては、消耗品費、燃料費、光熱水費及び消防庁舎、車両等に係る修繕料等です。

節11役務費6,260万円につきましては、通信運搬費、保険料及び手数料です。

節12委託料2億7,229万5,000円につきましては、職員検診料、職員福利厚生費及び庁舎に係る設備管理業務の委託料等です。

次ページに移りまして、節13使用料及び賃借料6,418万円につきましては、寝具使用料、機器等使用料、その他使用料です。

次ページに移りまして、節14工事請負費3億3,451万3,000円につきましては、感染症対策に係る衛生設備改修工事7拠点及び個室化工事3拠点並びに富田林消防署高圧ケーブル改修工事、柏羽藤消防署駐輪場増設工事です。

節15原材料費60万円につきましては、消防庁舎、車両等に係る原材料費です。

節17備品購入費1億9,353万2,000円につきましては、消防ポンプ自動車、資機材搬送車の更新をはじめとする消防用備品、次ページに移りまして、高規格救急自動車の更新による救急用備品、救助用備品及び庁用備品の備品購入費等です。

節18負担金、補助及び交付金9,355万9,000円につきましては、各種会費負担金、次ページに移りまして、教養負担金、次ページに移りまして、その他負担金です。

節21補償、補填及び賠償金につきましては、1,000円を枠取りさせていただいております。

節26公課費290万7,000円につきましては、車両に係る重量税でございます。

次に、目2火災予防救急普及費323万2,000円につきましては、防火・救急の普及啓発に係る消耗品、備品等の機材購入費です。

次ページに移りまして、款3消防費につきましては、62億7,228万8,000円をお願いするものでございます。

次に款4公債費、項1公債費、目1元金及び目2利子につきましては、合計3億8,956万2,000円をお願いするものでございます。

次に款5予備費、項1予備費、目1予備費につきましては、500万円を計上しております。

21ページ以降に給与費明細書、債務負担行為及び地方債に関する調書を記載しております。

以上、簡単な説明で誠に恐縮でございますが、令和7年度大阪南消防組一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◆16番(笹井喜代子議員) (挙手) 議長。

○草尾勝司議長 笹井議員。

◆16番(笹井喜代子議員) 16番、笹井です。私からは、主に3点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、14ページにあります節12 委託料について、消防緊急通信指令施設保守委託料は、昨年3,663万円となっておりましたが、令和7年度は1億6,803万6,000円大変大きく増額されておりますが、この増額理由をお聞きいたします。

次に2点目には、16ページにあります節14 工事請負費、感染対策に係る衛生設備の改修工事、また個室化工事の内容については、ご説明はいただきましたが、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

最後3点目23ページにあります、給料及び職員手当等の増減額明細、給料のその他増減分は4,016万1,000円減となっておりますが、この理由と、6年度末で18名の退職者と先ほど議案審議のときに説明もございましたが、その補充についてどのようになっているのか教えていただきたいと思います。以上、3点よろしくお願ひいたします。

○草尾勝司議長 只今の件について、それぞれ答弁を求めます。

◎山本克也警防部長 (挙手) 議長、山本警防部長です。

○草尾勝司議長 山本警防部長。

◎山本克也警防部長 私からは1点目のご質問、14ページの節12 委託料の増額理由について回答させていただきます。

昨年計上されている消防緊急通信指令施設保守委託料3,663万円の内訳は、広域化以前より継続使用しております指令システムの保守費用が1,078万、消防救急デジタル無線の保守費用が2,585万となっており、合計して3,663万円を計上しておりました。

令和6年度に消防広域化改修整備により消防指令センターに新規設置された指令システムは、^{かし}瑕疵担保期間中のため保守費用が発生しておりませんでしたので、令和7年度からは新規設置の指令システム及び継続使用分の指令システム並びに消防救急デジタル無線の保守費用を合算して1億6,803万6,000円となっております。1点目の説明は、以上となります。

◎永橋宏隆総務部長 (挙手) 議長、総務部長永橋です。

○草尾勝司議長 永橋総務部長。

◎永橋宏隆総務部長 私からは2点目と3点目のご質問に回答させていただきます。

まず、2点目のご質問、16ページの節14 工事請負費の感染症対策に係る衛生設備改修工事と、柏原分署及び国分出張所感染症対策個室化工事の内容でございますが、新型コロナウイルスやインフルエンザといった感染症の流行が生じた場合においても、消防力を低下させることなく、業務を継続する必要があることから、国からの通知に基づき、職員間での感染拡大を未然に防止するため、仮眠室と浴室を個室化し、トイレの乾式化、洋式化に加え、トイレや洗面所の非接触型水栓の整備などを進めるものでございます。

続いて3点目のご質問、23ページの給料のその他の増減分が減額となっている理由について説明させていただきます。まず、消防吏員を補充するためには、採用後に消防学校で半年間の初任教育を修業する必要がありますので、欠員が出る半年前には採用しなければなりません。従いまして、令和6年度の給料には、令和6年度の退職者等の欠員を見込んで採用した職員の給料が含まれていますが、退職予定者がいない令和7年度は、同様の費用が発生しないため、減額となるものでございます。

次に、退職者18名の補充につきましては、定年延長から暫定再任用に移行する職員や、定年延長を辞退する職員など合計12名については、当初から把握できていますので、定員管理計画に基づき、計画的に欠員を補充させていただいております。

一方で、急な自己都合退職などの6名の職員につきましては、年度間で採用人数を平準化しながら、令和9年度にかけて計画的に補充していくことになります。

回答については以上でございます。

◆16番(笹井喜代子議員) (挙手)

○草尾勝司議長 笹井議員。

◆16番(笹井喜代子議員) ありがとうございます。1点目の消防緊急通信指令施設保守委託料につきましては、その指令システム、また消防救急デジタルの無線の保守費用が広域化に伴

って今後毎年約1億7,000万ぐらいかかるということがよく分かりました。広域化になることにより、こうしたシステムの保守点検費用がかかるということになるということで、やはり大きな組織になればなるほど、こうしたものにかかるということが理解できました。

2点目の感染症対策としてトイレや洗面所の改修整備、また仮眠室と浴室の個室化が進められていますけれども、管内14消防施設の内、設備に7施設あり、個室化の未実施が3施設があるというご説明でした。いずれも令和7年度には、改修が予定されているということですので、年度中の工事完了を要望しておきます。

3点目の退職者の補充については、当初から把握できている退職者については、計画的な欠員補充がされているということです。しかし、様々な対応をしていただいておりますけれども、毎年急な退職者があり今後もこうした退職者が出るという予測はされます。急な自己都合退職に、対応していくことは大変難しいと理解しています。ご答弁では、6名の急な退職者職員については年度間で採用人数を平準化しながら、令和9年度にかけて計画的に補充していくというご答弁でした。急な、こうした対応はなかなか難しいというのは、先ほどのご答弁でも消防吏員を補充するためには採用後に消防学校で半年間の初任教育を修行する必要がある、欠員ができる半年前には採用しなければならない。こうしたことがあるわけで、急な退職数に見合う職員数の確保ができる採用を、是非今後とも進めていただきますよう要望いたしまして質問を終わります。

○草尾勝司議長 他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第11、議案第6号 令和7年度大阪南消防組合一般会計予算は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については、原案どおり可決することに決しました。

○草尾勝司議長 次に、日程第12、議員提出議案第1号 大阪南消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、を議題といたします。議案提出者の山本議員、説明をお願いいたします。

◆17番（山本忠司議員） （挙手）議長。

○草尾勝司議長 山本議員。

◆17番（山本忠司議員） 議席番号17番の山本忠司でございます。

議員提出議案第1号 大阪南消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。議案書の22ページ、併せて議案参考資料21ページをお開き願います。

本件につきましては、第1条で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、用語の定義追加や引用する規定の修正等、所要の規定の整理を、第2条では刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例の規定中にある懲役を拘禁刑に改め、必要な経過措置を設けるものでございます。

なお、施行日は、第1条については令和7年4月1日から、第2条については令和7年6月1日からとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第12、議員提出議案第1号 大阪南消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

○草尾勝司議長 次に、日程第13、一般質問についてですが、西田いく子議員より質問を受けております。西田議員の質問を許可します。

◆6番（西田いく子議員）（挙手）

○草尾勝司議長 西田議員。

◆6番（西田いく子議員） 防災対策の強化を求めて質問を行います。消防組合構成市の8市町村にはそれぞれ地域防災計画が策定されていますが各市町村と消防組合との関わりや、構成市町村全体での防災訓練の開催について、どうお考えなのかお答えください。

また南海トラフ地震発生の切迫性が高い状態となっています。通常では考えられない大規模災害のもとで、住民の生命、財産を守るためにも、災害時において消防組合に求められる役割は大きく、それだけ消防職員の皆さんに精神的、肉体的ご苦勞をおかけすることになると思います。大阪南消防組合の職員定数条例で定数は、556人と定めています。2024年度も定数に満たない状況でしたけれど、2025年度の職員数はどうなっているのでしょうか。そもそもその定数でも少なくないのか、と思うくらいなのですが、有事の際に現有の職員数では、対応は可能だと考えているのでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

○草尾勝司議長 只今の件について、答弁を求めます。

○山本克也警防部長（挙手）議長、警防部長山本です。

○草尾勝司議長 山本警防部長。

○山本克也警防部長 ご質問にお答えさせていただきます。

まず、構成8市町村の地域防災計画は地域性もあることから、それぞれ多少の違いもございますが、内容を確認した上で消防組合との整合性を図っております。また構成市町村の危機管理部局へ出向職員を配置していることから助言等を行うなど、連携を強固なものにしております。

構成市町村全体での防災訓練につきましては、昨年の10月に大規模地震発生を想定して初動体制の確認を目的とした訓練を実施しております。今後におきましても構成市町村と調整し有事に備えた各種訓練を実施してまいります。

次に、職員数につきましては、自己都合退職や定年延長の辞退等がありましたので、令和7年10月時点で540人を見込んでいます。条例定数の556人からは16人不足している状況ですが、定員管理計画に基づき、年度間で採用人数を平準化しながら、計画的に補充しているところでございます。

また、定数につきましては、社会情勢や消防需要等を勘案の上、広域化の効果を検証し、適正な定数を検討しているところではございますが、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合には、到底現有職員数では限界があることから、大阪府下消防相互応援協定や緊急消防援助隊の受援計画を策定し、消防本部間の水平連携の強化を図っております。また有事の際には地域消防団の協力が不可欠であることから、構成市町村危機管理部局と連携し有事の際に少しでも被害を軽減できるよう対策を今後においても取り組んでまいります。以上でございます。

◆6番（西田いく子議員）（挙手）

○草尾勝司議長 西田議員。

◆6番（西田いく子議員） ご答弁ありがとうございます。

近い将来、間違いなく発生するであろう大規模災害に備え、地域防災計画をはじめとした構成市町村の防災に関する取組みに消防組合として連携を強化していただき、各種訓練等の実施を引き続きお願いします。

最後に消防の広域化は実現いたしましたが、南海トラフ地震等の大規模災害では、やはり現在の職員数での体制では、限度があるのではないのでしょうか。消防団との連携も期待するところですが、専門的に日夜訓練を積み重ね救命活動、消火活動などに当たっておられる消防署員の皆さんとは比べものにはなりません。やはり災害時に寝ずの労働を強いられることなく、迅速に行動できるだけの人数確保が最大の大規模災害への備えになります。2024年度の第1回の定例会でも定数に比べてどうですかと質問いたしましたら、その際541人との答えでした。予期せぬ退職が6人いらっしまったということもありますけれども、2024年度よりもまた1人減っているという状況です。増やしてほしいなか、減っているというのはちょっと残念だなと思います。

人員に加え、災害への備えを強化した訓練を実施し更なる消防力の強化と構成市町村との防

災力強化を目指した取組みをお願い申しあげまして、私からの質問を終わらせていただきます。
○草尾勝司議長 日程第 13、一般質問について通告は、以上となります。

○草尾勝司議長 以上で付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年大阪南消防組合第 1 回定例会を閉会いたします。

本日は慎重なるご審議誠にありがとうございました。提出されました案件は、すべて適正な
議決とし、かつ、円満裡に閉会させていただきましたことに心からお礼申し上げます。

△閉会 午後 14 時 27 分

地方自治法第 123 条第 3 項によりここに署名する。

大阪南消防組合議会

議長

夏既勝司

大阪南消防組合議会

10 番議員

沼元彩佳

大阪南消防組合議会

11 番議員

國下尊夫

